

# 許可・認定等の申請手数料一覧

(令和5年4月1日)

許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料 (岡山県土木関係手数料徴収条例)
仮使用認定	第7条の6第1項第1号	120,450円
道路の位置の指定	第42条第1項第5号	開発区域の面積 1,000㎡未満 50,660円 1,000㎡以上3,000㎡未満 86,150円
敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築認定	第43条第2項1号	27,820円
敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る建築許可	第43条第2項2号	34,040円
公衆便所等の道路内における建築許可	第44条第1項第2号	34,040円
道路内における建築認定	第44条第1項第3号	27,820円
公共用歩廊等の道路内建築物の許可	第44条第1項第4号	167,580円
壁面線外における建築許可	第47条	167,580円
用途地域における建築等許可	第48条	182,450円
用途地域における建築等許可(意見の聴取及び建築審査会の同意が不要な場合)	第48条(第16項第1号に該当する場合)	117,860円
用途地域における建築等許可(建築審査会の同意が不要な場合)	第48条(第16項第2号に該当する場合)	156,140円
特殊建築物等の敷地の位置の許可	第51条	167,580円
容積率の床面積不算入に係る認定	第52条第6項第3号	27,820円
容積率の特例許可	第52条第10項、第11項、第14項	167,580円
建蔽率に関する特例の許可	第53条第4項、第5項	34,040円
建蔽率の制限の適用除外に係る許可	第53条第6項第3号	34,040円
敷地面積制限の適用除外に係る許可	第53条の2第1項第3号又は第4号	167,580円
建築物の高さの特例認定	第55条第2項	27,820円
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内における建築物の高さ制限の許可	第55条第3項、第4項	167,580円
日影による建築物の高さ制限の特例許可	第56条の2第1項	167,580円
高架の工作物内に設ける建築物の高さ制限の適用除外認定	第57条第1項	27,820円
特例容積率の限度の指定	第57条の2第1項	敷地数2で78,430円 敷地数3以上の場合2を超える敷地ごとに28,000円を加算
特例容積率の限度の指定の取消し	第57条の3第1項	敷地数1で18,480円 敷地数2以上の場合1を超える敷地ごとに12,000円を加算
特例容積率適用地区内における建築物の高さ制限の許可	第57条の4第1項	167,580円
高度利用地区内における容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	第59条第1項第3号	167,580円
高度利用地区内における建築物の高さ制限の許可	第59条第4項	167,580円

許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料 (岡山県土木関係手数料徴収条例)
総合設計制度による容積率及び建築物の高さ制限の許可	第59条の2第1項	167,580円
景観地区内における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積制限の許可	第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号	167,580円
景観地区内の建築物の高さ制限の適用除外に係る認定	第68条第5項	27,820円
再開発等促進区等内の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外認定	第68条の3第1項～第3項	27,820円
再開発等促進区等内の高さ制限の適用除外に係る許可	第68条の3第4項	167,580円
開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定	第68条の3第7項	27,820円
容積率の最高限度を区域の特性と公共施設の整備の状況に応じたものに区分して定める地区計画等の区域内の容積率制限の適用除外認定	第68条の4第1項	27,820円
防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定	第68条の5の2	27,820円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内の高さ制限の適用除外に係る許可	第68条の5の3第2項	167,580円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の容積率又は高さ制限の適用除外認定	第68条の5の5第1項、第2項	27,820円
地区計画等の区域内の建蔽率の特例の認定	第68条の5の6第1項	27,820円
予定道路に係る容積率の特例の許可	第68条の7第5項	167,580円
仮設興行場等の建築許可	第85条第6項	120,450円
1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可	第85条第7項	147,830円
一団地の総合的設計に関する特例の認定	第86条第1項	棟数1又は2で78,430円 棟数3以上の場合2を超える棟ごとに28,000円を加算
連担建築物設計に関する特例の認定	第86条第2項	棟数1(既存以外)で78,430円 棟数2以上の場合1を超える棟ごとに28,000円を加算
一団地の総合的設計と総合設計に関する特例の許可	第86条第3項	2棟で239,900円 3棟以上の場合2を超える棟ごとに28,000円を加算
連担建築物設計と総合設計に関する特例の許可	第86条第4項	1棟(既存以外)で239,900円 2棟以上の場合1を超える棟ごとに28,000円を加算
一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定	第86条の2第1項	1棟で78,430円 棟数2以上の場合、1を超える棟ごとに28,000円を加算
一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の許可	第86条の2第2項	1棟で239,900円 2棟以上の場合、1を超える棟ごとに28,000円を加算

許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料 (岡山県土木関係手数料徴収条例)
一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可	第86条の2第3項	1棟で 239,900円 2棟以上の場合、1を超える棟ごとに 28,000円を加算
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し	第86条の5第1項	6,480円に、現に存する棟ごとに 12,000円を加算
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さの制限の適用除外の認定	第86条の6第2項	27,820円
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画認定	第86条の8第1項	27,820円
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	第86条の8第3項	27,820円
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画認定	第87条の2第1項	27,820円
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	第87条の2第2項	27,820円
建築物の用途を変更して興行場等として使用することについての許可	第87条の3第6項	120,450円
建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することについての許可	第87条の3第7項	147,830円

<お問合せ先>

岡山県土木部都市局建築指導課建築審査班 TEL : 086-226-7499 (ダイヤルイン)

備前県民局建設部管理課建築指導班 TEL : 086-233-9847 (ダイヤルイン)

備中県民局建設部管理課建築指導班 TEL : 086-434-7160 (ダイヤルイン)

美作県民局建設部管理課建築指導班 TEL : 0868-23-1260 (ダイヤルイン)